

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

事業年度が1年未満の場合の償却限度額

Q : 当社は、半年決算法人ですが、この場合、償却限度額はどのように計算するのでしょうか？

A : 事業年度が1年未満の場合には、特例が設けられています。

【解説】

半年決算の法人が減価償却費の計算をする場合には、1年に満たない場合の規定・取扱いに従うこととなりますが、定率法を適用した資産については、原則どおりの償却計算をすると、備忘価額1円まで償却するのに、法定耐用年数を超えてしまうケースがあります。

そこで、次の特例が用意されており、選択適用することが認められています。

- ① 耐用年数が2年である減価償却資産の帳簿価額をその減価償却資産の取得価額(通常は償却後の帳簿価額)によって計算すること
- ② 耐用年数が3年以上の減価償却資産については、適用年度開始の時ににおける減価償却資産の帳簿価額について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額によって計算すること

イ 適用年度が取得日基準期間(取得日の属する事業年度開始の日から1年間)内に終了する事業年度である場合 その減価償却資産の取得価額

ロ その適用年度が取得応答日基準内に終了する事業年度である場合 その応答日の属する事業年度開始の時ににおけるその減価償却資産の帳簿価額

